

令和元年度 国際小委員会の審議の経過等について(案)

1. はじめに

今期（第19期、令和元年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け、以下の課題について検討を行った。

- （1）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方について（放送機関の保護のための条約に関する対応の在り方についての検討、最近の諸外国の制度改正の分析など）
- （2）国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方について（権利行使に係る課題の分析及びノウハウ整理など）

2. 審議の状況

（1）著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会（以下、「SCCR」という。）では、現在、①放送機関の保護のための条約（放送条約）、②権利の制限と例外及び③その他の議題として追及権、デジタル環境における著作権の分析、舞台演出家の保護に関する議論が進められている。本国際小委員会では、SCCRにおける議論の動向等について報告が行われ、それに基づき議論が行われた。

① 放送機関の保護

<SCCRにおける議論>

1998年11月以降、SCCRにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007年以降は、同年のWIPO一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外）にしたがって議論を継続しており、第31回SCCR（2015年12月）には、条約の枢要である、①用語の定義（definition）、②保護の対象（object of protection）及び③与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

現在では、先進国のみならず途上国等も総じて条約策定に前向きであり、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2019年に開催された2度のSCCR（第38回会合（4月）、第39回会合（10月））では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われ、議論の結果を踏まえて統合テキスト案が改訂された。

（保護の対象について）

伝統的放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論の対象は、伝統的放送機関（有線放送機関を含む。）によるインターネット上の送信¹の扱いである。

異時送信を義務的な保護とする提案について議論が行われたが、複数の国から懸念が表明されたことから合意は得られず、次回会合において引き続き議論することとなった。

（与えられる権利について）

再送信の保護のため放送機関に与えられる権利について各国に柔軟性を許容する米国提案に関して、従来柔軟性を認めない立場であった国々も態度を軟化させてきたものの、具体的な合意は得られず、議長テキストに反映したうえで次回会合において引き続き議論することとなった。

<国際小委員会における議論>

条約策定に向けた機運の高まりを受けて、本議題への対応の在り方について集中的かつ機動的に検討を行うものとして、第1回の国際小委員会において「放送条約の検討に関するワーキングチーム」が設置された。

今年度の本ワーキングチームでは、SCCRにおいて提案されている条文案や議論の動向を踏まえ、我が国の取り得る立場を検討する上で議論が必要な論点の整理を行うとともに、今後の進め方についての方針を定めた。

具体的な開催状況及び検討経過は以下のとおり。

○ 第1回 令和元年12月2日（月）

事務局からSCCRにおける放送条約の議論の状況について説明があり、これを踏まえて検討すべき論点についての整理と、今後議論していく論点の順序について議論を行った。

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時のウェブキャスト）、(ii) ニアサイマルキャスト（時差等により時間を少しずらして行われるウェブキャスト）(iii) 異時送信に分類している。

○ 第2回 令和2年1月21日（火）（持ち回り審議）

前回議論の確認とまとめ、及び、今後の方針について議論を行った。

② 権利の制限と例外

＜SCCRにおける議論＞

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべきであるとの途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。権利の制限と例外については、(i) 図書館とアーカイブのためのものと(ii) 教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

第36回会合にて採択されたアクションプランに基づき事務局が実施した図書館、博物館、教育と研究機関等に関する研究や地域セミナーの結果が随時報告されてきたところ、第39回会合で全てのアクションプランの実施及び報告が終了した。今後の検討課題は白紙だが、議題としては継続される予定である。

③ その他の議題

＜SCCRにおける議論＞

現在SCCRでは「その他の議題」として追及権、デジタル環境における著作権の分析及び舞台演出家(theater director)の保護に関する議論が行われている。これらに加え、第39回SCCRにおいて公共貸与権について調査を行うことが新たに提案された。

追及権については、追及権の国際的な在り方について議論すべく、第31回会合において、セネガル、コンゴから提案された。第34、35回会合では英国における追及権導入前後の経済的な影響はなかったとの研究結果が報告された。本議題については、EU、アフリカ等の国から、追及権に関する議題をSCCRの常設議題にすべきであるとの意見が出された。これに対し、米国、我が国は、まずは既存の議題を優先し、追及権は引き続きその他の議題で検討することがよいと表明した。また、第36回会合において各国の追及権の実務に関する事実調査を行うタスクフォースを設置することが決定され、現在、本タスクフォースで調査が行われている。

デジタル環境における著作権の分析については、南米諸国より第31回会合において、デジタル環境に関連した著作権制度について、本委員会の新たな議題

としたい旨の提案がなされた。具体的には、①デジタルサービスにおいて著作物を保護するための法的枠組みについての分析及び議論、②デジタル環境において著作物を利用する民間企業の役割や行動について、ビジネスの透明性や多数の著作権者及び著作隣接権者への対価支払いの割合に関する検証を含めた分析及び議論を行うことが提案された。第36回会合においてブラジルより、まずは音楽分野に絞って調査を行うべきとの提案がなされ、現在、デジタル音楽サービスに関する調査として、デジタル音楽市場及び主要なビジネスモデルの概要、権利関係、ライセンスの運用、収益の分配等について事務局において調査・研究が行われている。

舞台演出家の保護に関する提案については、第35回会合において、舞台演出家の国際的な保護のあり方について議論すべく、ロシアより提案がなされた。現在、研究者により世界各国における舞台演出家の保護の状況について調査が行われており、本委員会に調査の状況が随時報告されている。

<国際小委員会における議論>

デジタル環境に関連した著作権制度については、近年欧米でデジタル環境に対応する著作権法改正が行われており、その背景、内容、議論過程等の情報の把握、分析を行うことは、我が国がWIPO等における議論への対応を考慮する上で有用と考えられることから、本年度の国際小委員会においては、米国及びEUの著作権法改正について有識者からの報告を基に分析を行い、議論を行った。

(ア) 米国の音楽近代化法について

(米国の音楽近代化法に関する報告の概要)

米国では2018年10月に音楽近代化法（Music Modernization Act、以下「MMA」という。）と呼ばれる著作権法改正が行われた。国際小委員会においては特に、本改正により導入される包括的強制許諾制度についての報告が行われた。

MMAの背景として、米国の音楽ビジネスにおいて、パッケージから音楽配信に急速に移行している中、現行法の強制許諾制度（115条）はフィジカルを前提としており、音楽配信ビジネスを促進するための制度改正の必要性が挙げられた。具体的には、米国における音楽配信には配信形態毎に、iTunesなどのダウンロード配信には録音権、Spotifyなどのインタラクティブ型ストリーミング配信には録音権及び演奏権、Pandora Radioなどの非インタラクティブ型ストリーミング配信には演奏権が働くこととなっているが、ほとんどの楽曲が演奏権管理団体によって管理されている演奏権と異なり、録音権は音楽出版社が自己管理しているケースが多いため、音楽配信事業者は個々の権利者と交渉を行い、

許諾を受ける必要があった。現行法の強制許諾制度は、ダウンロード配信及びインタラクティブ型ストリーミング配信にも適用されるが、楽曲毎に録音権の保有者を特定し、通知し、毎月使用料を分配する必要があり、膨大な労力及び費用がかかることから、音楽配信事業者はコストに見合う曲を優先的に配信し、埋もれている名曲は配信されないという状況が生じていた。また、録音権に関する網羅的なデータベースが存在しないことから、権利処理の誤りにより音楽配信事業者が訴訟リスクを抱えていること、権利者が特定できないために適切な分配が行われないという課題が生じていた。

これらの課題に対応するため、MMAは、(1) 録音権に対する包括的な強制許諾制度を導入すること、(2) 音楽作品の録音権を管理する非営利の集中管理団体を設立すること、(3) 録音権に関する網羅的なデータベースを構築することを内容としている。

具体的には、(1) 録音権に対する包括的強制許諾制度の導入については、音楽配信事業者は録音権管理団体に対して事前にライセンスの通知を行えば利用でき、ライセンスの通知を送達せずに音楽作品を無断配信した場合、3年間は強制許諾制度を利用することができないこととされている。また、録音権管理団体は通知をした音楽配信事業者が法律上の要件を満たしていない場合、ライセンスの付与を拒絶することができる。音楽配信事業者は録音権管理団体に対して、使用報告書と共に、著作権使用料審判官が決定する使用料を支払うこととされている。また、(2) 録音権管理団体の設立については、録音権を一元的に管理する非営利の録音権管理団体を設立すること、当該団体の設立・運営費については音楽配信事業者が負担すること、具体的な運用方法は理事会が決定すること、著作権局長が5年毎に見直しを行い、必要な場合は別の団体を指定し直すこととされている。さらに、(3) データベースの構築については、録音権管理団体は作品タイトル、著作権者、権利保有率、連絡先、I S R C、I S W C等の情報を掲載したデータベースを構築・運用しなければならないこととされている。

なお、2019年7月に著作権局長はMechanical Licensing Collective, Inc.をMMAに基づく録音権管理団体として指定しており、2021年1月1日からダウンロード配信及びインタラクティブ型ストリーミング配信について、包括的な許諾を行い、著作権者を確定して分配を行うとともに、音楽作品に関するデータベースを作成して公開する事業が開始されることとされている。また、著作権者が確定せず著作権者から権利主張がなかった使用料について、配信事業者が提出した利用報告の内容を反映して、関連する市場のシェアに基づき著作権者に按分して分配することとされている。

(議論の概要)

○MMAに基づき新たに設立・運営される録音権管理団体の運営がどのようにされていくのか、コスト面の扱いも含め今後注視する必要がある。

○JASRACが管理する日本の作品の権利関係、取り分等の情報を適時・適切に提供し、録音権管理団体が確実に管理できるように対応することが必要である。

○米国の包括的強制許諾制度の仕組みが、今後、他国において普及しうるモデルとなり得るのか注視する必要がある。

○WIPOの調査においては、我が国で採用されている集中管理制度や米国の強制許諾制度等のメリット・デメリットについて、実務ベースでどのようなになっているかについて調査してはどうか。

(イ) EUのデジタル単一市場における著作権指令について

(EUのデジタル単一市場における著作権指令に関する報告の概要)

EUでは、2019年4月にデジタル単一市場における著作権指令が欧州理事会で採択され、同年6月に発効した。本指令は、①研究、教育、文化遺産の保存のための主要な制限例外規定の現代化、②コンテンツのより広範なアクセスを保障するためのライセンスの円滑化、③著作権市場をより良く機能させるための公平な規則の導入を主な目的としている。国際小委員会においては、特に、報道出版物のオンライン利用の保護(第15条)、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護されたコンテンツの利用(第17条)及び利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬(第18条～23条)についての報告が行われた。

報道出版物のオンライン利用の保護については、背景として、質が高く多角的な報道の確保のためには報道出版者が適切な報酬の確保が重要であるが、ニュースアグリゲーター等の新たなオンラインサービスの出現により、適切な報酬の確保が難しくなっているという点が挙げられた。そのため、本規定はオンライン環境における報道出版者の交渉力の強化を目的として、報道出版者に対して新たな隣接権を付与することとしている。具体的には、報道出版者に対して、情報社会サービス提供者による報道出版物のオンライン使用(複製及び利用可能化)に対する許諾権及び禁止権を付与することとし、その権利の保護期間は報道出版物の公表後2年とされている。但し、個人の利用者による私的若しくは非商業的な利用や、ハイパーリンクを張る行為、個々の言葉の使用又は報道出版物の極めて短い引用による使用は本規定の適用外となっている。また、本規定は著作者の権利には影響を及ぼさないとされているとともに、本規定により報道出版者が報道出版物のオンライン使用から得た対価の著作者への適切な配分についても規定している。

オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護されたコンテンツの利用については、背景として、利用者によってアップロードされる著作権で保護されたコンテンツへのアクセスを提供するオンラインコンテンツ共有サービスがオンラインコンテンツへのアクセスの主要な場所となっている一方で、これらのサービスが著作権に関連する行為に該当するのか、権利者から許諾を得る必要があるのかについて法的不確実性があるために、権利者がライセンスを行うことや適正な報酬を得ることが出来るか否かに影響を与えていたという点が挙げられた。そのため、本規定は主要なオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダとの交渉における権利者の交渉力の強化を目的として、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダが「公衆への伝達」行為を行っており、そのために権利者とのライセンス契約を締結する必要がある旨規定している。また、ライセンス契約が締結されない場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダへの責任軽減の仕組みが規定されており、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、権利者の許諾を得るための最善の努力を尽くしても許諾を得られない場合は、権利者が関連する必要な情報を提供した特定のコンテンツを確実に利用できないようにするための最善の努力を行い、通知を受領した後直ちに許諾を得ていないコンテンツを削除したうえで、それらが将来アップロードされないようにする最善の努力を行う必要がある。他方、新しい小規模なサービスプロバイダは著作物を公衆に伝達する規模も小さいことから、その責任も比例して与えられるという考えから、例えば、サービスが域内で利用可能とされて3年未満且つ年間売上高1000万ユーロ未満のサービスプロバイダについては責任が軽減される制度となっている。

また、利用者がコンテンツをアップロードする際の利用者のためのセーフガードも設けられており、具体的には、オンライン共有サービスプロバイダと権利者との間で締結されたライセンス契約は利用者による行為も対象となること、引用、批評、パロディ等は本規定の例外としてアップロードが可能であること、ブロック若しくは削除されたコンテンツに異議がある場合の不服申立及び是正手続の導入しなければならないことが規定されている。また、現在、本規定の適用に関するベストプラクティスを議論するため利害関係者間で協議が行われており、当該協議終了後に欧州委員会が本条の適用に関するガイダンスを発行することとされている。

利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬については、著作者及び実演家が契約の交渉の際に弱い立場に置かれていることに鑑み、著作物や実演の利用に対する公正な報酬を得るための立場を強化することを目的としている。第18条は著作者及び実演家が排他的権利をライセンス又は譲渡する場合、著作者及び実演家が適正且つ比例的な報酬を受け取る権利を保証しなければなら

ないという原則を規定している。第19条は、著作者及び実演家の契約の相手方に対し、著作物等の利用方法及び報酬に係る情報を提供する義務を規定している。第20条は、合意された報酬が作品の成功に対して釣り合いと判明した場合の契約調整手続きを規定している。第21条においては、透明性義務及び契約調整手続きに関する紛争についての紛争解決手続きを規定している。第22条においては、著作者又は実演家が譲渡又はライセンスした権利が利用されていない場合に、その譲渡又はライセンスを取り消すことができる取消権について規定している。

最後に、加盟国は2021年6月7日までに本指令に基づく国内法の整備を行うこととされている。欧州委員会は本指令の内容が加盟国間で調和のとれた形で国内法において実施されるため、定期的な加盟国との会合や第17条についての利害関係者間の協議の実施及びガイダンスの策定等を行うこととしている。

(議論の概要)

国際小委員会委員からは、以下の点について質問があり議論が行われた。

(報道出版者への権利関係)

○報道出版者が第15条に基づく保護を受けるための条件、特に我が国の報道出版者がEU域内において保護を受ける場合について。

(オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ関係)

○第17条の規定の対象となるオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダに関する第2条(6)の定義の具体的な適用について。

○第17条のガイダンスが制定される時期と国内法が制定される時期との関係について。

○オンライン共有サービスプロバイダと権利者がライセンス契約を締結していない著作物等を利用者がアップロードした場合における、権利者の利用者に対する責任追及について。オンライン共有サービスプロバイダの利用者に対する責任追及について。

○憲法上の基本権との関係で、ポーランドが本条について提起している欧州司法裁判所に訴えの見通しについて。

○加盟国の国内法を完全調和させる手法について。特に、オンライン共有サービスプロバイダ保護若しくは権利者保護に極端に偏った国内法が策定された場合の対応について。

○日本国民がEU域内において保有している著作権及び著作隣接権の保護の対

象可能性について。

○本指令の制定を受けた、オンライン共有サービスプロバイダ側の対応、及び、オンライン共有サービスプロバイダの一般的な監視の取組について。

(利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬関係)

○利用契約における著作者及び実演家の公正な報酬について、原則が規定されている第18条と具体的な制度の規定が置かれている第19条～第23条の関係について。特に、加盟国が国内法において第19条～第23条の規定に基づき適切に立法した場合など、第18条実施のために必要となる加盟国内の措置について。

○本指令に基づき加盟国は契約法についての義務を負うこととなり、契約調整手続等を義務的に国内法に規定することとなる点に関して、議論の過程での加盟国における反応について。

○適正かつ比例的な報酬を受け取る権利を今後確保していくための方策について。

(2) 国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

文化庁の海外における著作権保護にかかる取組に関する報告及び有識者から調査研究の報告が行われた。

①令和元年度の取組について

文化庁による海外における著作権保護の取組について、著作権制度の整備としてWIPOへの拠出金による「アジア太平洋地域著作権制度普及促進事業」を、権利執行の強化として、二国間協力事業及びトレーニングセミナーの開催、普及啓発として、アジアにおける普及啓発イベントの実施や教材の開発協力を実施していることについて紹介があった。また、平成30年度及び令和元年度の調査研究事業について報告が行われた。

②海賊版対策について

有識者から日本におけるインターネット上の海賊版サイトの定量化の分析について調査研究結果の発表が行われた。

3. 開催状況

第1回 令和元年8月27日（火）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) W I P O（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (4) ワーキングチームの設置について
- (5) 米国における著作権法改正について
- (6) 文化庁の海外における著作権保護の推進について
- (7) その他

第2回 令和2年1月30日（木）

- (1) E Uのデジタル単一市場における著作権指令について
- (2) W I P O（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (3) 放送条約の検討に関するワーキングチームの報告について
- (4) 海賊版対策について（調査研究紹介）
- (5) 今年度実施した調査研究について
- (6) その他

第3回 令和2年2月3日～5日（持ち回り審議）

- (1) 令和元年度国際小委員会の審議の経過等について

4. 委員名簿（敬称略、五十音順）

	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部専任教授
	上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
	小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	齊藤 眞美	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	末永 昌樹	一般社団法人日本レコード協会著作権保護・促進センター センター長
主査代理	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科長・教授
	大楽 光江	北陸大学名誉教授
	田嶋 炎	一般社団法人日本民間放送連盟理事待遇 番組・著作権部 部長
	墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長・弁護士
	辻田 芳幸	東北学院大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，東京大学名誉教授，弁護士
	野口 祐子	弁護士、グーグル合同会社執行役員法務部長
	堀江 亜以子	中央大学法学部教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本 隆司	弁護士

（以上24名）